

関係規定

武蔵村山市情報公開条例（平成 18 年武蔵村山市条例第 20 号）

（審査会への諮問）

第 17 条 実施機関（議長を除く。以下この節において同じ。）は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときに除き、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。この場合において、同法第 9 条第 1 項の規定は適用しない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第 18 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第 19 条 第 13 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（情報公開・個人情報保護審査会）

第 20 条 第 17 条、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年武蔵村山市条例第 31 号）第 45 条第 1 項の規定による諮問に係る事項について審査するため、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審査を通じて必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する委員 5 人をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求のあった決定に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書等又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第22条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第23条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書等又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書等又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項に規定する閲覧の日時及び場所を指定することができる。

(審査手続の非公開)

第25条 審査会の行う審査請求に係る審査の手続は、公開しない。

(出頭者に対する費用の弁償)

第25条の2 第21条第3項の規定により審査会の求めに応じて出頭した者（審査請求人を除く。）については、武蔵村山市証人等の実費弁償に関する条例（昭和44年村山町条例第10号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

(規則への委任)

第26条 第20条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成18年武蔵村山市規則第28号）

（趣旨）

第1条 この規則は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定により置く武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（答申）

第4条 審査会は、情報公開条例第17条、武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年武蔵村山市条例第30号）第7条又は武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年武蔵村山市条例第31号）第45条第1項の規定による諮問を受けたときは、当該諮問を受けた日の翌日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、総務部文書法制課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。